

News Release

2007年4月11日

2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成19年4月11日開催の当社取締役会において、2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」という。)の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループが事業を展開するエレクトロニクス業界は、電子機器の製品ライフサイクルがますます短くなり、高付加価値化・高機能化を目的とした技術的な競争も激しさが増えています。このような環境において当社グループは、マーケットニーズの的確な把握と新製品開発の強化に努めるとともに、材料技術の高度化と生産プロセス改善による継続的な原価低減により、主要4事業ドメインである「コンデンサ」、「フェライト及び応用製品」、「モジュール」、「記録製品」の事業体質強化に取り組んでまいりました。さらには、主力製品である積層セラミックコンデンサの需要が、ハイエンド品を中心に拡大している最近の状況に合わせ、タイムリーな生産能力増強による事業規模拡大にも注力しております。

今後の積層セラミックコンデンサの世界需要は、短期的な変動はあるものの長期的には増加する方向であると予想されています。このような予想に基づき当社グループでは、海外と並行して国内においても長期的視点での生産能力増強が必要と考えています。そこで、新潟県に約15万㎡の土地を取得して、新たな生産子会社「新潟太陽誘電株式会社」を設立し、2008年4月を目処にハイエンドの積層セラミックコンデンサ生産を開始する予定です。また、既存の主力生産拠点である群馬県の玉村工場においても新工場棟が本年5月に竣工し、積層セラミックコンデンサの生産拡大に寄与する予定です。このように国内外において生産能力拡大に取り組んでいる当社グループでは、これらの資金需要に対応するため、今般、本新株予約権付社債発行の決定に至りました。

【調達資金の使途】

今回の調達資金は、当社主力事業である積層セラミックコンデンサの新たな生産拠点として設立した新潟太陽誘電株式会社への設備投資(土地、建物、設備)をはじめ、主として国内外の積層セラミックコンデンサ増産投資に全額を充当する予定です。

【本新株予約権付社債を選択した理由】

本新株予約権付社債は、時価を上回る水準に転換価格を設定することで、発行後の一株当たり利益の希薄化を最小限に抑えることが期待できます。また、今後中期的な金利上昇が予想される環境において、ゼロ・クーポン発行とすることで、当面の金利コストの最小化を図ることができるため、当社グループにとって最適な資金調達手段であると判断いたしました。

ご注意:この文書は、当社が2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むいかなる地域においても同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

記

1. 社 債 の 名 称 太陽誘電株式会社 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 本 社 債 の 払 込 金 額 本社債の額面金額の 100%(各本社債の額面金額 5,000,000 円)
3. 本新株予約権と引換えにする金 銭 の 払 込 み 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日(発行日) 2007 年 4 月 27 日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
5. 募 集 に 関 す る 事 項
- (1) 募 集 の 方 法 Daiwa Securities SMBC Europe Limited を主幹事引受会社兼ブックランナーとする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。
- (2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格) 本社債の額面金額の 102.5%
6. 本新株予約権に関する事項
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
- ①種類 当社普通株式
- ②数 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
- (2) 本新株予約権の総数 4,000 個及び本新株予約権付社債券(以下に定義する。)の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を 5,000,000 円で除した個数の合計数本社債 1 個に付する本新株予約権の数は 1 個とする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
- ①各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- ②転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値(以下に定義する。)に 1.25 を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- ③転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行 株式数} + \frac{\text{新発行・ 処分株式数} \times \text{1 株あたりの 払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

ご注意:この文書は、当社が2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むいかなる地域においても同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合、一定限度を超える配当支払い、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間
2007 年 5 月 11 日から 2014 年 4 月 14 日の銀行営業終了時(行使請求地時間)までとする。但し、①下記 7.(4)②記載の繰上償還の場合には、当該償還日の東京における 3 銀行営業日前の日の銀行営業終了時(行使請求地時間)まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。)、②下記 7.(4)③記載の繰上償還の場合には、本新株予約権付社債の要項所定の通知が行われるまで、③下記 7.(4)④記載の買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び④下記 7.(4)⑤記載の期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。

上記にかかわらず、当社が組織再編等(下記 7.(4)②(iii)に定義する。以下同じ。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から 14 日以内に終了する 30 日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。

(6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の行使請求受付場所
下記 8.に定める新株予約権行使受付代理人の所定の営業所において行う。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
①組織再編等が当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において承認された場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)当該時点で適用のある法律上(当該法律に関する公的な又は司法上の解釈若しくは運用を斟酌するものとする。)、これを行うことが可能であり、(ii)そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。

また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

本①に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記 7.(4)②(iii)(二)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

②上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

(i)新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

(ii)新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(iii)新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要

ご注意:この文書は、当社が 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むいかなる地域においても同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

項を参照して決定するほか、下記(イ)又は(ロ)に従う。なお、転換価額は上記(3)③と同様の調整に服する。

(イ)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ロ)上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同様の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

(iv)新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

(v)新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日(但し、株式移転又は新設分割の場合には、当該株式移転又は新設分割の効力発生日から14日以内の日)から、上記(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(vi)その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(vii)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(viii)組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

(ix)その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

③当社は、上記①の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

7. 本社債に関する事項

ご注意:この文書は、当社が2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むいかなる地域においても同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

(1) 本 社 債 の 総 額 200 億円及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額。

(2) 各本社債の額面金額 5,000,000 円

(3) 本 社 債 の 利 率 利息は付さない。

(4) 本 社 債 の 償 還 の ①満期償還

方 法 及 び 期 限 2014 年 4 月 28 日 (償還期限)に本社債の額面金額の 100%で償還する。

②繰上償還

(i)クリーンアップ条項による繰上償還

本(i)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額の合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、30 日以上 60 日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は撤回することができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%で繰上償還することができる。

(ii)税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記(7)①記載の特約に基づく追加額の支払の必要があること及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ないことを受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対する 30 日以上 60 日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は撤回することができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額の 100%で繰上償還することができる。但し、当該時点で本社債に関する支払期日が到来したと仮定した場合において当社が当該追加額の支払をしなければならないこととなる最初の日に先立つ 90 日より前にかかる通知を行うことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債の所持人は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに当社に通知することにより、当該本新株予約権付社債の所持人の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(7)①記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(7)①記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(iii)組織再編等による繰上償還

組織再編等が当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において承認された場合で、(イ)法律上、上記 6.(8)記載の措置を講ずることができない場合、(ロ)法律上は上記 6.(8)記載の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(ハ)上記株主総会又は取締役会における承認日若しくは当該組織再編等の効力発生日のいずれか遅い日において、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は、(ニ)当該組織再編等の効力発生日(但し、株式移転又は新設分割の場合には、当該株式移転又は新設分割の効力発生日から 14 日以内の日)において承継会社等が日本の上場会社であることを当社は予想していない(理由の如何を問わない。)旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、東京における 14 営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

ご注意:この文書は、当社が2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むいかなる地域においても同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

上記償還に適用される償還金額は、上記 6.(3)②の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 180%とする。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記 6.(3)②の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、(a)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(b)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(c)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)、(d)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、並びに、(e)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社を引き受けられることとなるものを総称していう。

(iv) 上場廃止等による繰上償還

(イ)証券取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ロ)当社が、証券取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(iii)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 180%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(iv)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記(iii)及び本(iv)の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(iii)の手続が適用されるものとする。

③ 新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、本条項に基づく償還通知書の提出日より前に、上記②(i)ないし(iv)に基づく当社による繰上償還に係る本新株予約権付社債の要項所定の通知がされない限り、その保有する本社債を 2012 年 4 月 27 日(以下「選択的償還期日」という。)において、その額面金額の 100%で償還するように当社に対し請求する権利を有する。かかる請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、選択的償還期日から 30 日以上

ご注意:この文書は、当社が2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むいかなる地域においても同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

前 60 日以内の間に所定の様式の償還通知書を作成し、当該本新株予約権付社債券を添付して下記 8.の新株予約権行使受付代理人の指定された事務所に提出しなければならない。かかる償還請求は取消し不能であり、当社の書面による同意のない限り撤回することができない。

④買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により、随時、本新株予約権付社債券を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債券に係る本社債を消却することができる。なお、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により、随時、本新株予約権付社債券を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は消却のため当社に引渡すことができる。

⑤債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払遅延その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その額面金額の 100%で直ちに償還しなければならない。

⑥償還場所

下記 8.記載の支払代理人の所定の営業所において支払う。

(5) 本新株予約権付社債券の様式

本新株予約権付社債の券面は、本新株予約権付社債を表章する無記名式の新株予約権付社債券(本書面において「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとし、本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

(6) 本社債の担保又は保証

該当なし。

(7) 特約

①追加支払

本社債に関する支払につき、日本国又はその他の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加金を支払う。

②担保提供制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。)は、外債(以下に定義する。)について、(i)当該外債に関する支払、(ii)当該外債の保証に基づく支払、又は(iii)当該外債に関する補償その他これに類する他の債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の所持人の利益のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産、資産又は収入の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存在させないものとする。但し、(イ)本社債について、受託会社の満足する内容で、かかる外債、保証、補償若しくはこれらに類するその他の債務に係る上記担保と同順位の担保を提供し、又は上記担保と実質的に同一の条件の取決めを行う場合、又は(ロ)受託会社が、その完全な裁量において、本新株予約権付社債の所持人にとって著しく不利益ではないと判断し、若しくは、本新株予約権付社債の社債権者集会特別決議において承認された、その他の担保、保証、補償その他これに類する債務若しくは取決めを本社債にも提供する場合はこの限りでない。

本項において、「外債」とは、ある者が発行するボンド、ディベンチャー、ノートその他これに類する証券のうち期間 1 年超のもので、(a)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券、又は円貨建てでその元本総額の 50%超が当社により若しくは当社の承認を得て当初日本国外で募集されるもので、かつ(b)日本国外の証券取引所、店頭市場又はこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され、日常的に取引され又はこれらが予定されているものをいう。

ご注意:この文書は、当社が2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むいかなる地域においても同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

8. 本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使受付代理人 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited
9. 上場 シンガポール証券取引所
10. 安定操作取引 該当事項なし。
11. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社代表取締役社長又は代理人が決定する。

以上

ご注意:この文書は、当社が2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むいかなる地域においても同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

【ご参考】

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取概算額 19,930 百万円については、当社主力事業である積層セラミックコンデンサの新たな生産拠点として設立した新潟太陽誘電株式会社への設備投資(土地、建物、設備)をはじめ、主として国内外の積層セラミックコンデンサ増産投資に全額を充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債の発行により、新株予約権の行使による自己資本の充実、財務体質の強化を見込んでおります。

なお、本新株予約権付社債はゼロ・クーポンでの発行であり、新たな金利負担による業績への影響はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は従前より連結重視の経営に取り組んでおり、株主価値の向上を図るために財務体質及び経営基盤の強化を重視しておりますが、利益配分は連結業績を前提に株主に対し安定的な配当を行うことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては技術革新に対して、将来の収益向上に向けた積極的な新製品開発や新技術、開発投資、生産設備の充実などに活用し、市場競争力を高める方針です。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況等

(単体)	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△24.03 円	1.81 円	4.00 円
1 株当たり配当金 (うち1株当たり中間配当金)	10.00 円 (5.00 円)	10.00 円 (5.00 円)	10.00 円 (5.00 円)
実績配当性向	—	551.2%	250.1%
株主資本利益率	—	0.2%	0.5%
株主資本配当率	1.2%	1.2%	1.2%

(注)1. 各決算期の1株当たり当期純損益の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2. 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期の当期純利益を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(期末資本の部合計)で除した数値であります。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

ご注意:この文書は、当社が2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むいかなる地域においても同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
始 値	1,798 円	1,144 円	1,890 円	2,465 円
高 値	2,025 円	2,025 円	2,700 円	2,660 円
安 値	1,033 円	1,071 円	1,289 円	2,395 円
終 値	1,161 円	1,870 円	2,455 円	2,600 円
株価収益率	641.4 倍	467.5 倍	—	—

(注)1. 株価については、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成20年3月期の株価については、平成19年4月10日現在で表示しています。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益(単体)で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意:この文書は、当社が2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むいかなる地域においても同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。